令和3・4年度防衛省発注の建設工事に係る競争参加資格の再認定について

令 和 3 年 4 月 防衛省整備計画局施設計画課

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項に規定する経営事項審査の審査 基準が令和3年国土交通省告示第246号により改正されたことに伴い、令和3・4年度 を有効期間とする防衛省発注の建設工事についての契約を締結する場合の一般競争 (指名競争)参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

- 1 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争(指名競争)参加資格 の再認定について
 - (1) 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書(建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通 知書をいう。以下同じ。)を用いて令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資 格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた 者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書 を用いて令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請を行う ことができます。

なお、経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて申請することが必要です。

(2) 再認定のスケジュール

令和3年4月19日から令和3年9月30日の間、再認定の受け付けを行います。 適正な申請を受理してから約2か月程度で再認定(予定)となりますが、時期 等により変動する場合がありますのでご了承下さい。

受 付 期 間

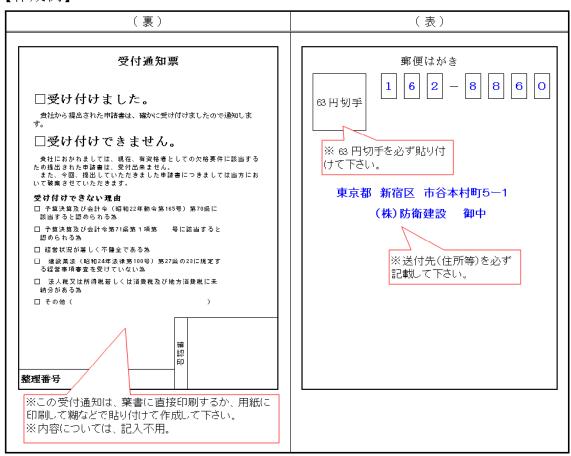
令和3年4月19日~令和3年9月30日

- (3) 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類
 - ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1-1)及び(様式1-2)再認定用
 - ② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出が必要となります。)
 - ③ 共同企業体等調書(様式3-1~4)再認定用(経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合)

④ 受付通知票

官製はがき又は63円切手を貼り付けたはがき(下の【作成例】を参照。) を申請書類と併せて同封してください。

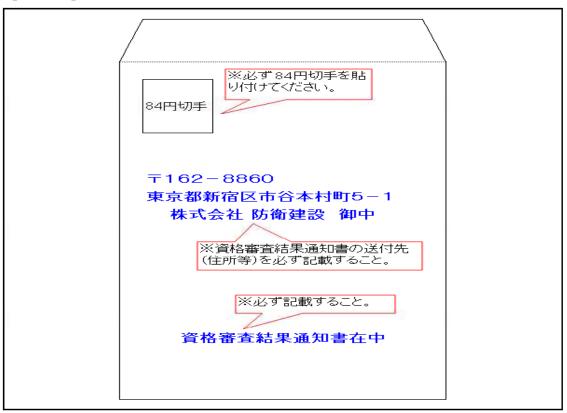
【作成例】



⑤ 切手を貼り付けた定型形封筒(資格審査結果通知書の郵送用)

84円切手を貼り付けた封筒(下の【作成例】)を参照。)を申請書類と併せて同封してください。

【作成例】



- ⑥ 委任状 (代理申請をする場合)
- 2 随時の資格審査の申請に係る留意事項
 - (1) 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、経営事項審査の審査基準日(告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。)が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものであることに加えて、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出が必要となります。
 - (2) 随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば改正前又は改正後の どちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能 です。

- (3) その他再認定の申請に関する留意事項
 - ① 一般競争(指名競争)参加資格の再認定の申請は、整備計画局施設計画課長から認定を受けている全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。

- ② 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて希望部局又は希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて再認定を申請していただきます。
- ③ 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級等が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。
- 3 随時の申請及び再認定の申請における共通事項
 - (1) 申請方法及び申請場所

申請については、別表に掲げる本社(本店)の所在地を管轄する地方防衛局等において申請を受け付けます。

なお、提出方法は文書郵送方式のみとなります。

(2) 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、防衛省・自衛隊のホームページから入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

https://www.mod.go.jp/j/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html

別表 1 地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出及び問い合わせ先

本社(本店)所在地	提出先
北海道(帯広防衛支局	北海道防衛局 総務部 契約課
の管轄区域を除く。)	〒060-0042
	札幌市中央区大通西12(札幌第3合同庁舎)
	TEL 011-272-7513 (直通)
オホーツク総合振興	帯広防衛支局 総務課 契約審査係
局、十勝総合振興局、	〒080-0016
釧路総合振興局、根室	帯広市西6条南7-3(帯広地方合同庁舎2階)
振興局の各振興局管内	TEL 0155-22-1175(直通)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 東北防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 福島県 加台市宮城野区五輪1-3-15 (仙台第3合同庁舎) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県 北関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第2係 東京都、新潟県、長野県 さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) 神奈川県、山梨県、静岡県 南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 市231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) 下EL 045-211-7143 (内線7417) 富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、高知県、昌根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 中国四国防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、岡山県、西島県、香川県、愛媛県、高知県 中国四国防衛局 総務部 契約課 東、30-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) 工EL 082-223-7233 (直通) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 東、大分県 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
福島県
TEL 022-297-8296 (直通) 大城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野 さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-600-1800 (内線2819) 南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417) 富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、西山県、西川県、西山県、西川県、西山県、西川県、西山県、西山県、西山県、西山県、西山県、西山県、西山県、西山県、西山県、西山
茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、 東京都、新潟県、長野 県北関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第2係 〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-600-1800 (内線2819)神奈川県、山梨県、静岡県南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417)富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、西知県、巨重県大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館) TEL 06-6945-5741 (直通)鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233 (直通)福岡県、佐賀県、長崎県、大分県九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013
県、埼玉県、千葉県、 東京都、新潟県、長野 県 さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) 神奈川県、山梨県、静 岡県 南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57(横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143(内線7417) 富山県、石川県、福井 県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県、岐阜 県、和歌山県、岐阜 県、愛知県、三重県 鳥取県、島根県、岡山 県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛 県、高知県 中国四国防衛局 総務部 契約課 早下730-0012 広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233(直通) 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013
東京都、新潟県、長野 県
県 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-600-1800 (内線2819) 神奈川県、山梨県、静
#奈川県、山梨県、静 南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417) 富山県、石川県、福井 県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県、岐阜 県、和歌山県、岐阜 県、愛知県、三重県 鳥取県、島根県、岡山 県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛 県、高知県 福岡県、佐賀県、長崎 県、大分県 TEL 048-600-1800 (内線2819) 南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417) 近畿中部防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館) TEL 06-6945-5741 (直通) 中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233 (直通) 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013
神奈川県、山梨県、静岡県南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417)富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、西山県、委知県、三重県島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、高知県中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233 (直通)福岡県、佐賀県、長崎県、大分県九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417)
横浜市中区北仲通 5 - 5 7 (横浜第 2 合同庁舎) TEL 045-211-7143 (内線7417) 富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、高知県 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 横浜市中区北仲通 5 - 5 7 (横浜第 2 合同庁舎) 正畿中部防衛局総務部契約課契約審査第1係 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4 - 1 - 67 (大阪合同庁舎第2号館) TEL 06-6945-5741 (直通) 中国四国防衛局総務部契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 (広島合同庁舎 4 号館) TEL 082-223-7233 (直通) 九州防衛局総務部契約課契約審査係 〒812-0013
TEL 045-211-7143 (內線7417) 富山県、石川県、福井 県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県、岐阜 県、和歌山県、岐阜 県、愛知県、三重県 鳥取県、島根県、岡山 県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛 県、高知県 石川県、愛媛 県、高知県 石川県、一方40-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎第2号館) TEL 06-6945-5741 (直通) 中国四国防衛局総務部契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) エEL 082-223-7233 (直通) 和岡県、佐賀県、長崎 県、大分県 TEL 045-211-7143 (内線7417)
富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、高知県 大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館) 自取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、高知県 中国四国防衛局総務部契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎4号館) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 九州防衛局総務部契約課契約審査係 〒812-0013
県、滋賀県、京都府、大阪市、兵庫県、奈良 大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館) 県、和歌山県、岐阜県、西山県、愛知県、三重県 下EL 06-6945-5741(直通) 鳥取県、島根県、岡山県、古島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、香川県、愛媛県、高知県 中国四国防衛局総務部契約課 東、高知県 広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎4号館) 下EL 082-223-7233(直通) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 九州防衛局総務部契約課契約審査係 〒812-0013
大阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県、岐阜 県、愛知県、三重県 鳥取県、島根県、岡山 県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛 県、高知県 福岡県、佐賀県、長崎 県、大分県 大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館) TEL 06-6945-5741 (直通) 中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233 (直通) 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013
県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県 TEL 06-6945-5741 (直通) 鳥取県、三重県 中国四国防衛局 総務部 契約課 県、広島県、山口県、下730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) 県、高知県 TEL 082-223-7233 (直通) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 県、大分県 TEL 06-6945-5741 (直通)
県、愛知県、三重県 申国四国防衛局総務部契約課 県、広島県、山口県、 〒730-0012 〒730-0012 徳島県、香川県、愛媛 県、香川県、愛媛 県、高知県 TEL 082-223-7233 (直通) TEL 082-223-7233 (直通) 福岡県、佐賀県、長崎 県、大分県 〒812-0013 九州防衛局総務部契約課契約審査係
鳥取県、島根県、岡山 中国四国防衛局 総務部 契約課 県、広島県、山口県、 〒730-0012 徳島県、香川県、愛媛 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) 県、高知県 TEL 082-223-7233 (直通) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 県、大分県 〒812-0013
県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛 県、高知県〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233 (直通)福岡県、佐賀県、長崎 県、大分県九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013
 徳島県、香川県、愛媛 広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎4号館) 県、高知県 TEL 082-223-7233(直通) 福岡県、佐賀県、長崎 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 県、大分県 〒812-0013
県、高知県 TEL 082-223-7233 (直通) 福岡県、佐賀県、長崎 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 県、大分県 〒812-0013
福岡県、佐賀県、長崎 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 県、大分県 〒812-0013
県、大分県 〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
TEL 092-483-8829 (直通)
熊本県、宮崎県、鹿児 熊本防衛支局 総務課 契約班
島県 〒862-0901
熊本市東区東町1-1-11
TEL 096-368-2174 (直通)
沖縄県 沖縄防衛局 総務部 契約課 契約審査1係
〒904-0295
中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
TEL 098-921-8142 (内線158)